

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2026年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映並びに一部の一時保管エリアの名称及びBG程度の瓦礫等の運用方法の変更）に係る面談
2. 日時：令和5年10月25日（水）10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
森審査班長、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当3名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（2026年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映並びに一部の一時保管エリアの名称及びBG程度の瓦礫等の運用方法の変更）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は、上記説明内容について事実関係の確認を行うとともに、以下のコメントを伝えた。

- 放射性固体廃棄物等の想定保管量の増減について要因を示すとともに、雑固体焼却施設及び増設雑固体焼却設備の運転状況も踏まえた想定保管量及び保管容量の算出根拠を示すこと。
- 一時保管エリアの統合に伴う敷地境界における実効線量の評価の考え方を示すこと。
- 伐採木一時保管エリアG、H、Mに、管理方法や容器の有無が伐採木とは異なる瓦礫等及び使用済保護衣等を保管するとしているが、それぞれの管理方法を明記するとともに、当該エリアで伐採木以外のものを適切に保管・管理できる理由を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 2026年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映並びに一部の一時保管エリアの名称及びBG程度の瓦礫等の保管運用方法の変更に伴う実施計画変更について
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表

以上